

医師自らの手でつくりあげた保険です
医師・歯科医師の休業を補償します

休診共済のご案内



保険業法に基づく「認可特定保険業者」の資格を得て、保険として販売しています

入院・自宅療養を問わず
通算**800日**迄
補償します。

満**89歳**迄
新規加入OK!

医師の**診査**
不要!

一般社団法人 JMC厚生会
事務委託先 全国医師協同組合連合会

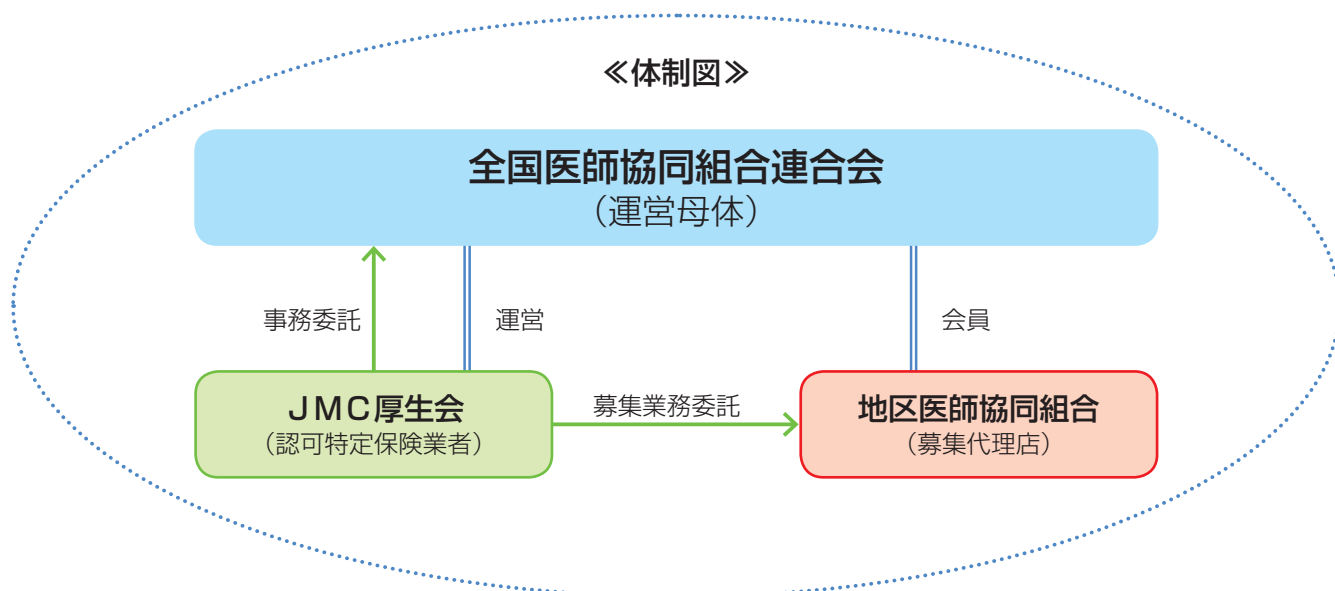
休診共済の7つの特長

- 1 JMC厚生会会員の**医師・歯科医師・医療法人・医師協同組合の職員**が加入できる保険です。
- 2 疾病や災害による**就業不能時の休業損害**を補償します。
- 3 入院・自宅療養を問わず**通算最高800日**までの補償です。
- 4 保険金は他の保険の加入と関係なく支払われます。
- 5 **医師の診査は不要、簡単な告知のみ**で加入できます。
- 6 **満18歳から満89歳**まで新規加入できます。
- 7 **1年ごとの自動更新、満89歳**まで更新ができます。



★JMC厚生会・全国医師協同組合連合会の関係について

一般社団法人JMC厚生会は、保険業法に基づく「認可特定保険業」の認可を受けた法人であり、全国医師協同組合連合会が母体となる団体です。一般社団法人JMC厚生会の役員は、全国医師協同組合連合会の役員である医師が兼務し、事業運営を行っております。
また、一般社団法人JMC厚生会は、地区医師協同組合に保険募集業務を委託し、全国医師協同組合連合会に事務を委託しているなど、三者は密接な関係にあります。

《体制図》



病気でも事故でも補償

こんなときに保険金をお支払いします。	
病 気	<p>発病した疾病の治療を目的として、保険期間中に日本国内の病院、診療所に入院または自宅療養した事を直接の原因として5日以上継続して就業不能状態に陥った場合</p> <p style="text-align: center;">休業 5日目 より加入口数に応じて給付</p> <p style="text-align: right;">疾病休業保険金</p> 
災 害	<p>不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的として、保険期間中に日本国内の病院、診療所に入院または自宅療養した事を直接の原因として就業不能状態に陥った場合</p> <p style="text-align: center;">休業 1日目 より加入口数に応じて給付</p> <p style="text-align: right;">災害休業保険金</p> 

入院・自宅療養を問わず、また、**病気・傷害**を問わず幅広く補償します。

通算最高**800日**まで補償します。ただし、**一疾病・一傷害**は、**180日**を限度とします。

※保険金のお支払いについて

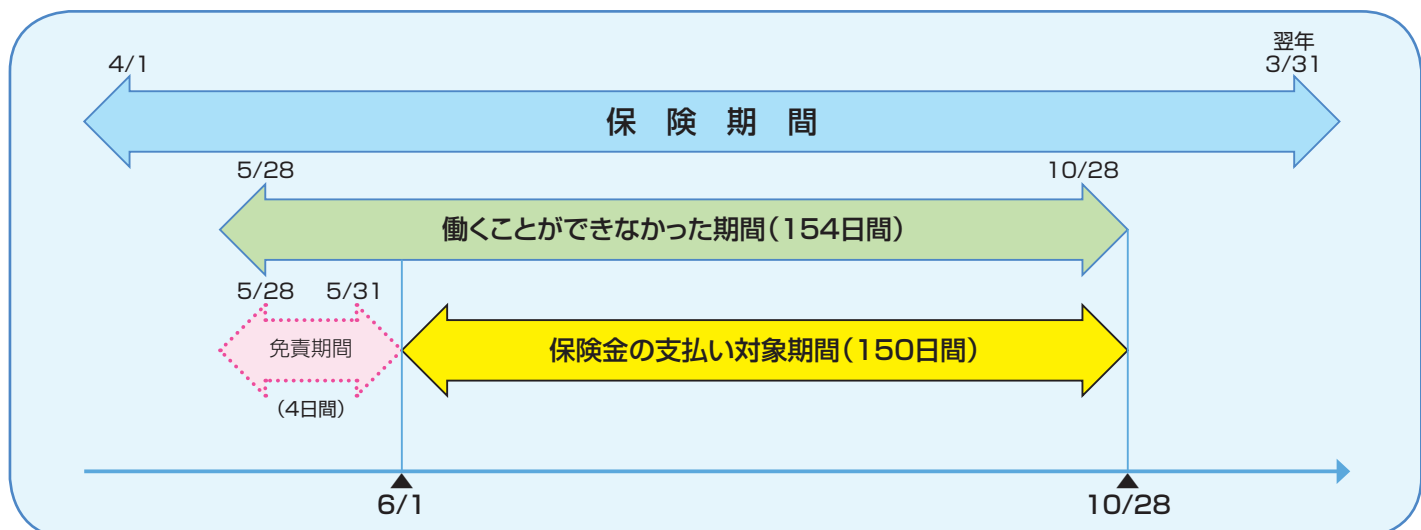
疾病休業保険金および災害休業保険金は、被保険者が保険契約日（責任開始日）以後に発病した疾病または発生した傷害によって就業不能状態に陥った場合、お支払いとなります。

詳しくは、休診共済保険約款「第1条保険金の支払」をご参照ください。

お支払例

◆年齢：52歳・男性 ◆加入口数：3口 ◆免責期間：4日 ◆保険期間：1年間 ◆保険金：日額21,000円で契約した場合

たとえば、脳梗塞で5月28日から入院・手術し退院後、リハビリしながら自宅療養し10月28日まで就業不能であった場合、保険金はいくら受け取れるでしょうか？



疾病休業保険金の支払対象期間は、免責期間4日間を差引いた150日間となりますので、お支払い保険金額は以下のとおりとなります。

$$21,000\text{円 (日額)} \times 150\text{日 (就業不能期間)} = 3,150,000\text{円}$$